

介護報酬に関する意見・別冊資料

—社会保障審議会 介護給付費分科会 ヒアリング資料—

- 資料1 社協発 新しい訪問介護の報酬体系の提案 …(1)
- 資料2 介護報酬等の見直しに関する意見について(平成14年1月15日) …(8)
- 資料3 定点社協等の介護保険事業の実態について(データ集) …(13)
- 資料4「ホームヘルプサービスにおける身体介護の標準的な実施手順と所要時間(抜粋)」 …(29)

平成14年4月8日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

社協発 訪問介護の新たな報酬体系の提案

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

地域福祉推進委員会では、全国175ヶ所の介護保険事業を実施している社協を定点社協として設定しており、今回の介護報酬に見直しにあたり、訪問介護サービス内容等について調査を行い、その実態を把握した。そのデータを踏まえながら、訪問介護の介護報酬等についての意見をまとめた。

定点社協における訪問介護サービスの実態

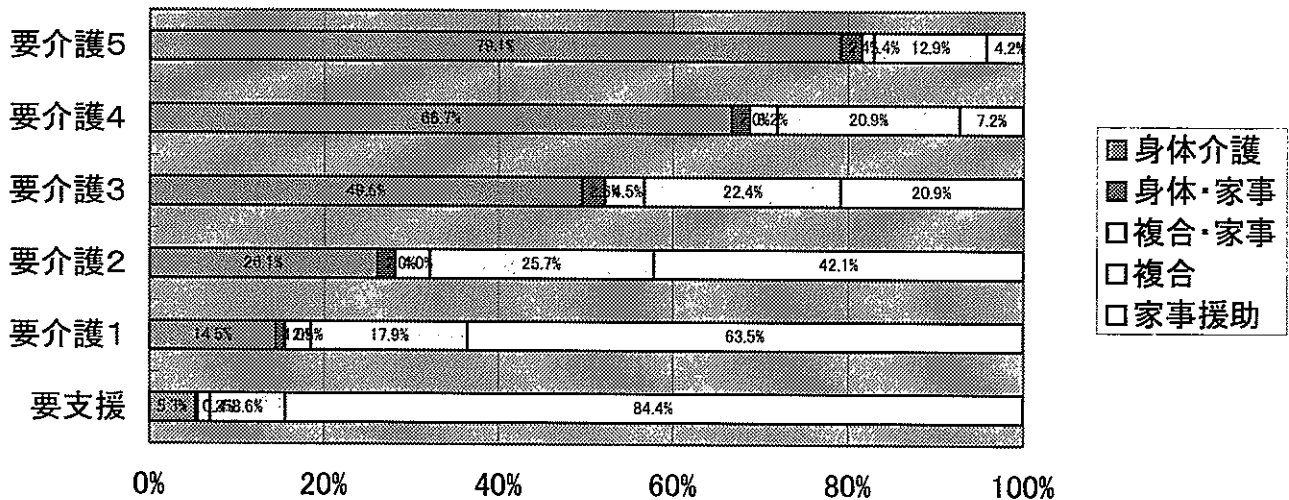
※「指定訪問介護事業のサービス区分とケア内容に関する状況調査」結果より＝

定点社協において平成13年9月28日の訪問ケースを無作為に約半数を抽出し、それぞれのケースの要介護度、介護報酬上のサービス区分、具体的なケア内容などについて調査を行ったもの。(定点社協121社協からサンプルケース 2,634ケース)

- 定点社協全体では、身体介護が約30%、複合型が約18%、家事援助が約46%。
- 要支援に対するサービスのうち約85%が家事援助。身体介護は、約5%にすぎない。
- 要支援から要介護度が増すことに比例して、身体介護の割合が増加し、家事援助が減少。
- 要介護5では、身体介護が約80%、家事援助が約5%。

<データ1>

要介護度ごとのサービス区分の割合



<身体介護のケアと要支援・要介護状況>

- 要支援に対する訪問においては、身体介護に該当するケアは、「全身浴」（おそらく入浴の見守り）、と「外出・通院介助」以外に見るべきケアはない。（排泄介護はまったくない。）
- 要介護度1～2以上になると、「全身浴」や「排泄介助」「清拭・部分浴」などのケアが10%～20%の実施率になり、要介護3を境にして、排泄介助や清拭・部分浴、洗面・整容のケアが急激に増加する。

<家事援助のケアと要支援・要介護状況>

- 家事援助のケアの実施率は、要支援、要介護度1～2はあまり変化はなく、清掃、調理、買物が主要なケアとなっている。要介護度3を境に、全体的に実施率がさがるが、要介護度の高い層であっても、調理と掃除は一定の実施率を保っている。

<データ3> 要介護度ごとの具体的なケア内容

	サンプル数	身体介護							家事援助					
		排泄介助	食事介助	清拭・部分浴	全身浴	洗面・整容等	外出・通院介助	その他の身体介助	調理	清掃	洗濯	買い物	その他の家事援助	
要支援	360	-	0.3	1.4	5.0	1.7	6.1	6.7	39.4	79.7	22.2	48.1	33.6	
要介護度	要介護1	955	3.5	1.9	6.1	12.1	6.6	10.8	16.0	48.8	69.6	27.6	42.1	38.7
	要介護2	506	11.3	4.7	14.6	17.0	11.3	11.7	29.1	45.5	55.3	30.0	28.9	32.4
	要介護3	268	35.1	11.9	27.2	26.1	23.9	11.2	43.7	35.4	41.8	23.9	19.4	23.1
	要介護4	249	59.8	22.5	45.0	16.5	29.7	8.4	49.8	17.3	28.5	19.3	8.8	13.7
	要介護5	287	71.1	26.5	61.3	8.7	31.4	3.5	57.1	10.5	12.9	8.4	3.1	11.1
*全体	2634	20.4	7.9	18.9	13.6	13.5	9.3	27.8	38.3	55.2	24.0	30.6	29.9	

<日常生活の安定や自立支援のためのケアなどの実施状況>

- 要支援においては、「生活の安全の確保のためのケア」や「家事をヘルパーと一緒に実施する」など利用者の日常生活の安定や自立支援などいわゆる予防的なケアを中心に実施していると考えられる。
- 要介護度があがると生活の自立や安全確保のためのケアが減り、一方で食事や水分量の確認、障害の部位の状況確認、生活行為の見守りなど介護サービスとして配慮すべき事項が増加する。特に、要介護1から3は、生活支援や自立支援の視点と介護サービスとしての視点の両面から提供されている状況がある。

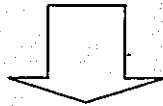
<データ4> 家事援助・複合型における自立支援や生活支援等のためのケアの実施状況

サンプル数	生活の自立・生活の安全に向けた支援		心身の状況の確認			心身の障害や疾病の状況に応じたサービス				
	日常生活の安全の対応を行う（転倒予防など）	家事サービスは利用者と一緒に行う	食事や水分の摂取量などの確認を行う	障害のある身体部位等の状況を具体的に確認する	痴呆等の進行状況を確認する	利用者の移動や食事、入浴などの生活行為について見守りなどの対応	身体状況や医療的な配慮をもった調理を行う	服薬の確認をする	痴呆症への対応	
要支援	335	71.0%	37.6%	25.7%	10.1%	8.7%	17.9%	10.1%	10.7%	3.3%
要介護1	777	78.0%	32.6%	33.5%	15.6%	14.9%	27.9%	13.1%	21.2%	5.0%
要介護2	343	78.7%	31.2%	43.1%	30.6%	16.6%	37.6%	19.8%	25.1%	11.1%
要介護3	116	78.4%	31.9%	50.0%	27.6%	15.5%	40.5%	24.1%	31.0%	14.7%
要介護4	70	65.7%	14.3%	37.1%	27.1%	24.3%	42.9%	21.4%	34.3%	17.1%
要介護5	49	32.7%	16.3%	44.9%	38.8%	16.3%	30.6%	26.5%	36.7%	8.2%
合計	1690	75.0%	32.0%	35.5%	19.5%	14.5%	29.5%	15.4%	21.6%	7.2%

生活介護を基本にした新しい報酬体系を提案します。

<訪問介護のサービス内容の実態>

- 要支援の状態にある利用者へのケアは、身体介護のケアが極端に少なく生活支援や自立支援のための予防的なケアになっている。
- 要介護状態にある利用者へのケアは、身体介護と家事援助のケアと日常生活に管理等が総合的に提供され、生活支援と身体介護が一体になった「生活介護」というべきサービスとなっている。



<新しい報酬体系の提案>

- 「生活介護型(仮称)」=要介護状態にある高齢者に対して、訪問介護計画に基づき家事支援、身体介護、日常生活の管理等を総合的に提供するケア。
 ※「身体介護特化加算(仮称)」=清拭や入浴介助、食事介助などヘルパーの負担の高いケアを実施した場合に加算する。
- 「介護予防型(仮称)」=訪問介護計画に基づく生活の孤立化を防ぎ、生活の意欲を高め、要介護状態に陥ることを防止するケア

「生活介護」を中心にした新たな訪問介護の報酬体系の提案 (イメージ)

要介護度	介護保険制度上の給付	(体系のイメージ)	報酬区分の決め方				
要介護	介護給付	<table border="1"> <tr> <td>生活介護型(仮称)</td> <td> 身心や生活状況に即した総合的なケアの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄や整容・着替えなど具体的な身の介護 ・掃除・洗濯・調理など家事支援 ・要介護の状況や生活の状況に応じた必要な生活管理 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">+ 身体介護特化加算(仮称)=入浴、全身清拭、食事介助等の手のかかるケア</td> </tr> </table>	生活介護型(仮称)	身心や生活状況に即した総合的なケアの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄や整容・着替えなど具体的な身の介護 ・掃除・洗濯・調理など家事支援 ・要介護の状況や生活の状況に応じた必要な生活管理 	+ 身体介護特化加算(仮称)=入浴、全身清拭、食事介助等の手のかかるケア		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者へは、すべて総合的な「生活介護型(仮称)」を提供。 ・ただし、特段に手のかかる身体介護などについて加算対応。※
生活介護型(仮称)	身心や生活状況に即した総合的なケアの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・排泄や整容・着替えなど具体的な身の介護 ・掃除・洗濯・調理など家事支援 ・要介護の状況や生活の状況に応じた必要な生活管理 						
+ 身体介護特化加算(仮称)=入浴、全身清拭、食事介助等の手のかかるケア							
要支援	予防給付	<table border="1"> <tr> <td>介護予防型(仮称)</td> <td> 掃除・洗濯・調理など家事支援 介護予防や生活の自立にむけた必要な生活管理 </td> </tr> </table>	介護予防型(仮称)	掃除・洗濯・調理など家事支援 介護予防や生活の自立にむけた必要な生活管理	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援は、すべて介護予防型(仮称)を提供。 		
介護予防型(仮称)	掃除・洗濯・調理など家事支援 介護予防や生活の自立にむけた必要な生活管理						

※ 全社協が実施した「訪問介護事業の標準化に関する調査研究事業」では、ひとつのケアを提供するために相当な時間(平均20分から30分程度以上)かかるケアとして全身清拭、食事介助、入浴介助等があげられており、こうしたケア項目があるサービスについては、身体介護特化加算(仮称)の対象にすることが考えられる。

身体介護のケアには、ヘルパーの負担が高いケアがあります。

○ 例えば、全身入浴や全身清拭あるいは食事介助では、排泄援助や移動、更衣などのケアを連続的に行ない、サービス中も利用者の状況を観察し、身体の変調や嘔吐や嚥下困難などに対応するために一定の判断が求められます。こうしたケアは、ヘルパーの肉体的・精神的な負担が高く、高度なケアを実施する場合は、報酬上の評価が必要です。

<データ5>

全身入浴及び食事介助における標準的なケアの実施手順と時間

全身入浴(家庭浴槽利用)

標準的な手順

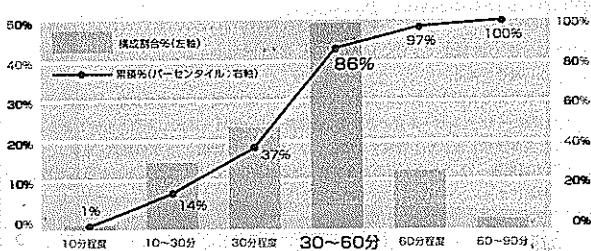
●実施手順

- 1 声かけ・説明
- 2 食事摂取の確認・服薬確認
- 3 入浴可否の判断
- 4 浴槽の選擇(家族の介護力等、必要に応じ)
- 5 湯はり
- 6 ヘルパー自身の身支度
- 7 排泄の確認
- 8 更衣
- 9 浴室への移動
- 10 湯温の確認
- 11 入湯
- 12 洗体・すすぎ
- 13 洗髪・すすぎ
- 14 入湯
- 15 体を拭く
- 16 身体状況の点検・確認
- 17 着衣
- 18 髪を乾燥、整髪
- 19 浴槽の簡単な後始末
- 20 浴室から居室への移動
- 21 水分補給
- 22 物品の後始末(洗濯は含まない)
- 23 ヘルパー自身の身支度、清潔動作
- 24 その他

実施手順にかかわる留意点

- 洗髪関連手順(13 洗髪・すすぎ、18 髪を乾燥、整髪)については、状況や利用者の希望によって実施しない場合がある。
- ②～④排泄介助とあわせて実施する場合には、1 声かけ・説明、7 排泄の確認、8 更衣、17 着衣、21 水分補給～23 ヘルパー自身の身支度、清潔動作の一部と一体的に実施が可能である。
- ⑩洗頭、⑪身体整容とあわせて実施する場合には、1 声かけ・説明、18 髪を乾燥、整髪、22 物品の後始末、23 ヘルパー自身の身支度、清潔動作の一部と一体的に実施が可能である。
- 家族の補助によって、一部の手順が省略される場合がある。
- 更衣の際に、部屋を十分暖める必要がある場合の手順は、①基本チェックの中の「環境整備」に含まれている。

【参考】実験事業における「全身入浴(家庭浴槽利用)」の実施時間分布(n=102)



食事介助

標準的な手順

●実施手順

- 1 声かけ・説明(覚醒確認)
- 2 ヘルパー自身の清潔動作
- 3 準備(手洗い、排泄、エプロン、タオル、おしぼり等)
- 4 食事のための場所確保
- 5 食事姿勢の確保(ベッド上での座位保持含む)
- 6 配膳
- 7 食事の見守り
- 8 おかずをきざむ、つぶす
- 9 摂食(お茶、水などを含む)
- 10 食後の歯磨き(義歯洗浄)、うがい
- 11 後始末(下膳、食器洗い)
- 12 服薬を促す、確認
- 13 ヘルパー自身の清潔動作
- 14 その他

実施手順にかかわる留意点

- 調理及び6 配膳、11 後始末を主とする場合は、「食事介助」とはしない。
- 7 食事の見守りについては、本人の状態によって、他の業務と並行して行う場合がある。
- 10 食後の歯磨き、うがいについては、⑩洗頭の一部として一体的に実施する場合がある。
- 家族の補助によって、一部の手順が省略される場合がある。
- 12 服薬を促す、確認は、必要に応じて実施する。

【参考】実験事業における「食事介助」の実施時間分布(n=267)

